

農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確認を行う期間の一部を改正する件 新旧対照表

○農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確認を行う期間（平成18年3月1日農林水産省告示第217号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確認を行う期間		農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確認を行う期間	
農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分	認証事項の確認を行う期間	農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分	認証事項の確認を行う期間
(略)	(略)	(略)	(略)
手延べ干しめん、地鶏肉、生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表農産物、生産情報公表養殖魚、日持ち生産管理切り花、有機料理を提供する飲食店等の管理方法、人工種苗生産技術による水産養殖産品、障害者が生産行程に携わった食品及び <u>観賞用の植物</u> 、青果市場の低温管理、人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理、持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉、ノングルテン米粉の製造工程管理、大豆ミート食品類、プロバイオボニックス技術による養液栽培の農産物、みそ、ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品、ベジタリアン又はヴィーガン料理を提供する飲食店等の管理方法、低たん白加工処理玄米の包装米飯、廃食用油のリサイクル工程管理、フードチェーン情報公表農産物	おおむね一年とする。	手延べ干しめん、地鶏肉、生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表農産物、生産情報公表養殖魚、日持ち生産管理切り花、有機料理を提供する飲食店等の管理方法、人工種苗生産技術による水産養殖産品、障害者が生産行程に携わった食品、青果市場の低温管理、人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理、持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉、ノングルテン米粉の製造工程管理、大豆ミート食品類、プロバイオボニックス技術による養液栽培の農産物、みそ、ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品、ベジタリアン又はヴィーガン料理を提供する飲食店等の管理方法、低たん白加工処理玄米の包装米飯、廃食用油のリサイクル工程管理、フードチェーン情報公表農産物	おおむね一年とする。